

北関東における近江商人辻善兵衛家の酒造経営

— 明治前期を中心に —

大豆生田 稔*

辻善兵衛家は近江国（滋賀県）蒲生郡上野田村を本拠とする近江商人である。上野田村は、代表的な近江商人である「日野商人」を輩出した日野町に接している。近江商人は、遠隔の地で事業を営む「他国商い」を特徴とするが、辻家も一八世紀半ばの宝暦年間に上野国（栃木県）芳賀郡の真岡に進出し、真岡店を開いて酒造業をはじめた。以来、辻家の当主は善兵衛を名乗り、真岡において酒造業を営み現在に至っている。本稿は、主として、真岡店に残る決算帳簿（「店卸帳」）を用いて、明治前期の経営を概観することを課題とする。一八八〇年代前半の松方デフレのもとで展開する酒造業、および同時に営まれた肥料取引や貸金などの諸事業を検討して、深刻な不況にもかかわらず、この時期の経営が比較的安定していたことを明らかにする。

キーワード：近江商人、酒造業、栃木県真岡市、肥料販売、明治前期の企業

はじめに

本稿は、栃木県芳賀郡真岡町の酒造家である辻善兵衛家の経営について、明治前期を対象にその概観を把握することを課題とする。現在も栃木県真岡市田町で酒造業を営む辻家は、近世中期の宝暦年間（一八世紀半ば）に、この地に創業した。

辻善兵衛家は、近江国蒲生郡上野田村（現・滋賀県蒲生郡日野町）出身の近江商人である。上野田村は「日野商人」で知られる

日野町の西隣に位置している。近江商人の特徴に、国元の近江を離れて店を構える「他国商い」の経営形態があるが、「八幡商人」、「五個庄商人」とともに「日野商人」も代表的な近江商人であり、とくに葉種業や醸造業に関係が深く、関東や東北地方に多く出店した。関東地方に進出した日野商人の多くは、醸造関係の事業を営んだといわれる。北関東においては、酒や醤油などの醸造業に従事することが多かった¹⁾。

辻家が真岡店を創業する経緯は、『近江日野町志』に次のよう

に記されている。

辻善兵衛は大字上野田の人なり。元文寛保の間中野煙草持ち下がり商として関東に出で、下野国烏山町を根拠として行商し、帰国には烏山産の煙草を仕入れて販売しつゝ、西上し居りしが、宝暦二年真岡町に地を下し酒醬油の醸造を創め、爾来子孫に継承して好運を重ねつゝ、現代に及ぶ²⁾。

宝暦年間に辻与兵衛は、下野国那須郡烏山金井町の堺屋方に寄留し、煙草の売買をはじめたといわれる。与兵衛が寄宿したのは、この堺屋が同郷近江にゆかりがあったからであろう。煙草の商いを手がかりとして、与兵衛は同国芳賀郡真岡荒町の間屋茂左衛門の周旋により真岡田町に酒造場を借り受けて一七五二(宝暦二)年に創業した。与兵衛は一七六二(宝暦一二)年に世を去るが、田町の酒造場に近い般若寺に葬られた。このように、宝暦年間に辻家は真岡田町に店を開き(近江上野田の「本宅」に対して、「真岡店」とよぶ³⁾)、堺屋と称して酒造や醬油醸造、金融などを代々営むようになった。

辻家の当主や支配人、店員たちは、本宅と真岡の真岡店の間を往き来し、また両店の間には頻繁に手紙がやりとりされた。真岡店周辺の下野国の真岡荒町、水沼(芳賀郡芳賀町)、蓼沼河岸(河内郡上三川町)、阿久津河岸(塩谷郡氏家町、現・さくら市)、常陸国の富谷(西茨城郡岩瀬町から現・桜川市)などに出蔵を設けて酒造経営を発展させており、それらの決算帳簿も天明年間(一八世紀末)から真岡店に残された⁴⁾。

辻家に残る最も古い真岡店の「店卸帳」は一七五六(宝暦六)

年にはじまる横帳で、一七九四(寛政六)年までの経営を記録している。以後、真岡店の基本的な決算書類として「店卸帳」が毎年作成され、所在不明の年次はあるが、その多くが現存している。明治期以降の「店卸帳」については、一八八〇年代はじめの数年を除いて一八九八年まで、今のところ所在を確認できないが、それ以降は継続して残されている。

「店卸帳」は、当年九月現在の資産・負債の勘定(「表勘定」と、前年九月から当年九月までの損益の勘定(「裏勘定」)の二通りの決算から構成されており、複式簿記の体裁をとっている。この記載様式は次第に記載事項が多様化していくが、明治後期以降も大きな変化はない。真岡店の経営を、同家に残る明治前期の「店卸帳」によって検討するのが本稿の課題である。

北関東の酒造業は、地主副業型の酒造家ではなく、近江商人や新潟県出身を系譜とする専業型の業者によって発展したという指摘がある⁶⁾。また、近江商人、とくに日野商人には商品の流通業から醸造業に転じて成功するケースが多く、北関東においては現在にも続く老舗が健在であるが、立ち入った事例研究は少ないという指摘もある⁷⁾。近年、真岡店に近い芳賀郡久下田町谷田貝で酒造業を営む有力な日野商人吉村儀兵衛家について、一八世紀半ばに北関東へ出店した経緯や契機⁸⁾、近世期から近代に至る奉公人や酒造労働の雇用形態などについて研究がすすみ⁹⁾、また、一八世紀初頭に芳賀郡茂木町に出店し酒・醬油の醸造を営む日野商人鳥崎泉司家について、天保期から明治初年の決算帳簿により経営の特質が論じられているが¹⁰⁾、いずれも明治期以降の本格的な経営分析に

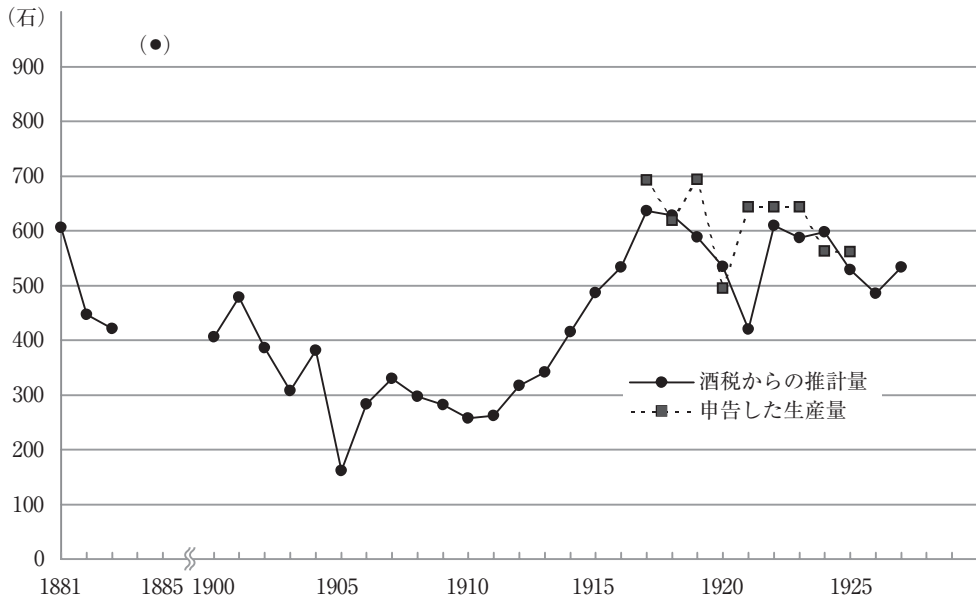
まではおよんでいない。本稿は、明治前期の真岡店の決算帳簿から得られる諸指標を用いて、その経営の特質を検討し、近江商人による酒造経営の個別事例を提供することを目的とする。^①

ところで、明治期以降の真岡店の酒造量を直接示すデータは、明治初年を除いて一九一〇年代後半まで得ることができない。このため、酒税納税額から酒造量を推計したのが図1である。なお、この推計値と、一九一七酒造年度(前年一〇月〜当年九月)以降の、真岡店が真岡税務署に申告した酒造量のデータを比較すると、一九一七〜二五年度において、両者はほぼ一致している。したがって、それ以前の時期においても、酒税納税額による推計は、実際の酒造量と大きな隔たりはないと判断できよう。^②

図1によれば、一八八〇年代から一九二〇年代半ばに至る真岡店の酒造量の変動は、①明治前期(四〇〇〜五〇〇石程度を生産する時期)、②一九〇〇年頃から明治末まで(漸減傾向をたどりながらも生産量がほぼ四〇〇〜五〇〇石前後に安定している時期)、③明治末から一九一〇年代末まで(生産量が五〇〇〜六〇〇石程度に増加していく時期)、④一九一〇年代末から二〇年代(酒造量が再び停滞し五〇〇〜六〇〇石前後に落ち着く時期)、以上の四つの局面を考察することができよう。

このうち本稿は、明治後期以降の経営を検討する前提として、①の時期、すなわち一八八〇年代前半期の真岡店の経営を検討する。松方デフレ期にあたる当該時期の真岡店について、その中心に位置する酒造業、およびそのほかの事業の展開をさぐりながら、経営の特徴を明らかにしたい。

図1 真岡店の酒造量 (1881～1927年)



出典：「店卸帳」各年、「大正七年度自 各省申告綴 昭和庚午五年六月三十日限」。

一 明治初年の辻善兵衛家と真岡町

1 辻家の位置

辻善兵衛家の幕末の当主善兵衛（祐二郎）は、一八六七（慶応三）年に五三歳で逝去した。善兵衛（裕二郎）は「巨万ヲ有スル福相大徳ノ人」で「富ハ当町第一位二居リ郡内ニ拔ンズ」といわれたように、幕末・明治初年の時期にはすでに、辻家は真岡においてトップクラスの位置にあったといえる。

一八六八（明治元）年末の通達や願書の控えにも、辻家は真岡田町の「惣代年寄」と記されている。また、一八六九（明治二）年には「真岡酒造屋惣代」、一八七三（明治六）年には「真岡組酒造惣代」をつとめており、真岡町の酒造業者を代表する存在でもあった。一八七一（明治四）年の宇都宮県調査によれば、真岡店の造石量は三五〇石、同県内では上位から四番目の位置にあり、真岡町内では最大規模の酒造家であった（表1）。芳賀郡内においても四番目の酒造量である。また、一八七三年に宇都宮県令は、学校設立のための献金を命じたが、善兵衛（善太郎）は真岡の台町、田町、荒町、熊倉分、上高間木、中丸分のうちでは最多の六〇円を拠出するほどであった。

しかし、明治初年の真岡店は、幾多の試練に見舞われた。一八七〇（明治三）年二月一日夜の火災は真岡町内を「残る処なく消尽し」といわれるが、真岡店も母屋・酒造蔵・醬油蔵などを消失し多大の被害をうけた。さらに、翌七一年八月には強盗に

表1 1871（明治4）年の芳賀郡内酒造業者

上位8名	酒造業者	(石)	その他	(名)
谷田貝村	吉村儀一郎	550	～200石	8
谷田貝村	日向野善五郎	400	～100石	23
谷田場村	黒崎治三郎	373	～50石	33
赤真岡町	入野三郎	350	～20石	9
水沼村	辻善兵衛	350		
寺内村	手塚重平	325		
小林村	久保三八郎	300		
	飯塚弥平	250		
			合計	81

出典：「明治五壬申年 辛未年分 清酒造高人名調 宇都宮県租税課」（真岡市立図書館蔵）。

2 幕末維新期の当主

押し入れられて一七一七両余を強奪された。賊は捕まったものの四〇〇両が戻ってきただけで、さらに「事件二係ル費用」として、日光県に五〇両を支払わなければならなかった。両事件が辻家に与えた影響は大きかったといえる。

幕末の当主善兵衛（祐二郎）を継いで長男善太郎が若くして当主となったが、

その後見である藤蔵は一八七〇（明治三）年二月に没した。藤蔵は善兵衛（裕二郎）の弟で、店の「参謀」として火災後の普請や経営再建に尽力して心労を重ねたという。

当主善太郎は「性善良穎、利活澁前途望ミアルノ人」と期待されたが、一八七五（明治八）年に「再興ヲ図ルノ暇ナク」二二歳で早世した。後継には、善兵衛（裕二郎）妻はつの実家、滋賀県蒲生郡猫田村の中西常右衛門家から久二郎が、善太郎の妹のぶの婿、養嗣子としてむかえられ善兵衛を名乗ることになった。

この善兵衛（久二郎）は、幼いころ見習いとして真岡店に勤めた経験があり、「敏腕」の聞こえが高かった。家政を改革して経

営再興をはかり、数年にして、一八八〇年代末には「衰運を挽回」したという。しかし、その采配も長くは続かず一八九一（明治二四）年に四七歳で世を去った²⁵。幕末から明治半ばにかけて、真岡店は有能な経営者を相次いで失ったのである。

この間、善兵衛は、一八八五（明治一八）年一二月に発足した江州日野商人組合に加入する²⁶。同組合は日野大当番仲間の後身にあたり、同業組合準則によるものである。滋賀県蒲生郡日野町（三町）ほか三五か村の近江商人を組織したが、そのなかには上野田村も含まれ、辻善兵衛も発足当初の加入者九〇名のなかに名を連ねている。加入者は、区域内において雇人があり、他所に出店し、または行商するものを対象とした。組合は「江州日野商人組合雇人規程」、「江州日野商人組合雇人賞誉規程」を設けて奉公人たちの雇用を相互に規制し、また「江州日野商人組合宿泊所規程」により一定の宿駅に定宿をおいて旅行の便宜などはかった。

二 「店卸帳」について

1 貸借勘定（「表勘定」）

一八八〇年代前半期の真岡店の経営を概観するため、ここで用いる「店卸帳」は、当年九月の現在額を仕訳した資産・負債の勘定（表勘定）と、前年九月から当年九月までの一年間の収入・支出を整理した勘定（裏勘定）からなり、複式簿記のような形態をとっている。しかし、所有する農地・山林・宅地などの不動産、

家屋・蔵などの固定資産の評価額は記載されていない。また、小作料など所有する田畑からの収入の記載もない。したがって「店卸帳」だけでは、経営の全貌を的確に把握することは難しい。

しかし、家賃や地代の収入、所有する山林の立木の販売収入、土地の売買にかかわる諸経費の支出などは、「裏勘定」の収入・支出の欄に記載されている。また、酒の原料米購入の記載がないのは、酒造原料に小作料の大半があてられており、諸味の評価額にそれが反映されているからであろう。それらを勘案すれば、「店卸帳」によって経営を概観することは、限界はあるがある程度可能といえる。

店卸帳は次のような記載様式をとっている。第一に、表勘定についてみると、まず資産は、「伊（い）」、「呂（ろ）」、「波（は）」、「仁（に）」の五項目からなる。「伊」は樽・袋・ビンなど酒造器具の現在評価額である。「呂」は酒類（清酒・焼酎など）や肥料（干鰯・メ粕・糠など）など種々の在庫現物、および現金や有価証券（公債）などの諸資産の合計である。「波」は「醤油方」で、醤油・味噌・味噌・塩のほか醤油樽など、醤油醸造の器具や原料の現在額が書き上げられている。「仁」には貸金の残高が個人ごとに記されている。明治前期の貸金には「証文貸し」が別記され、帳簿によるものと借用証書を作成するものの二通りがあった。また滞り貸しについては「貸金見捨」が計上され、合わせて貸付残高の五％程度が毎年差し引かれている。「伊」も「仁」の合計額が資産となる。

次に、負債には、「〇印」などと記された借入金、および種々

の預かり金、積立金などが記載されている。

資産から負債を差し引いた額が当年度の「差引」であり、この額と、前年度の「差引」を基礎とする「本金」（期首の資本金）に利子一〇%を加えた額が比較される。前者から後者を差し引いた額が当年度の利益金（剰余金）である。さらに、年度内に本宅に送金（為登金）があれば当期の利益金に加算される。これが、最終的な表勘定の利益となる。

2 損益勘定（「裏勘定」）

第二に、「裏勘定」をみよう。これは、前年九月からの一年間の損益の勘定である。まず酒造以下の各部門について粗収入から諸経費（「諸入費掛」）の支出を差し引いた所得金額（「取得」）が記載されている。まず、酒造についてみると、支出として前年九月の清酒現在額に前年一〇月から当年九月までの仕込額、酒買入額、燃料使用額、酒税などが加算される。次いで収入として、前年一〇月から当年九月までの酒販売額、および在庫現在額が合計され、収入から支出を差し引いて年度内の酒造による所得が求められる。したがって、原料の購入額、原料に充当された小作米の額や量などはここに記載されていない。それらは、当年度の諸味の仕込額の中に含まれているからである。

このほか、酒造以外の醤油、焼酎・味噌、味醂、味噌、肥料などの各部門については、算出方法は明記されず所得額のみが記載されている。これに、酒粕、金利、家賃・地代、そのほかの所得が加えられ、それらの合計が裏勘定の所得・収入となる。

次に「諸懸り」と称される費目には、さまざま支出が列挙されている。つまり、酒や醤油などの生産に必要な諸経費は、各部門の所得計算の中で処理され「諸懸り」には記載されていないが、飯米ほかの賄い費用、店員や杜氏の給与、普請の工事費用や大工・職人の手間賃など、諸部門に共通するような賄い費用や給与、建物の建造・修繕費用がここに記されている。また、借入金や預かり金の利子支払も同欄に記載されている。なお、酒税の納入は、一八八一（明治一四）・八二年には「諸懸り」のなかに記されているが、一八八三（明治一六）・八五年には酒造の所得計算のなかで処理されており、不統一になっている。

このように、各部門の所得計算のなかでは差し引かれなかった諸経費がこの「諸懸り」の欄に記載され、最終的に前記の所得（取得）から差し引かれて年間の損益が計算される。

いくつかの不統一な記載を整理しながら、現存する一八八一（明治一四）～一八三（明治一六）年、一八八五（明治一八）年の四分の「店卸帳」のデータにより、真岡店の経営指標として貸借勘定と損益勘定を示したのが表2である。すなわち、「店卸帳」の「伊」～「仁」の諸資産の項目を整理して資産の欄に、また、借入金、預かり金を負債の欄にまとめた。資本の欄の「本金」は、本宅の出資をもとに、前年度までの剰余金や欠損金などの蓄積が加わった期初の資本金である。「本家為登金」は真岡店の勘定から本宅に送付された金額であり、毎年、何度かに分けて送金されている。資産から負債を差し引いて純資産②（資本）とし、「本金」や店内の積立金を差し引いて真岡店の剰余金①を算出した。

表2 明治前期の貸借勘定(表勘定)・損益勘定(裏勘定)

年度		1881 (明治14)	1882 (明治15)	1883 (明治16)	1885 (明治18)	
資産	現金・預金	現金	610	1,783	2,012	1,454
	有価証券	金禄公債				2,498
	器具・備品	酒方樽桶	141	105	93	58
		醤油方樽	12	23	18	9
	現物	農産物	1,637	1,782	1,273	506
		酒・焼酎・ほか	3,920	3,095	4,069	3,585
		薪炭	90	93	57	72
		肥料	2,156	2,202	1,673	828
		醤油方	643	733	951	1,231
		その他	15	47	15	1
貸金	貸金・証文貸	7,168	8,151	8,430	8,473	
資産合計		16,393	18,013	18,591	18,715	
負債	預かり金	負出藏	0	0	377	244
		個人預かり	466	545	624	783
		その他預かり	186	222	258	330
	借入金(○丸印)		1,014	1,014	1,014	1,014
負債計		1,665	1,780	2,272	2,370	
資本	本金	11,911	14,404	15,965	14,219	
	店内積立金	248	267	152	152	
	剰余金①	2,568	1,561	202	1,974	
資本計		14,727	16,232	16,319	16,345	
負債・資本合計		16,393	18,013	18,591	18,715	
剰余金に加算	本宅為登金	621	0	1,184	629	
	新家補助	30	0	0	0	
剰余金修正(剰余金②)		3,219	1,561	1,386	2,603	
収入	各部門の所得	酒	3,699	2,006	949	2,490
		焼酎・味醂	53	19	△ 29	△ 21
		酒粕	563	532	519	461
		味噌	306	197	170	△ 2
		肥料	1,112	1,439	1,568	1,589
		諸品売上	107	50	30	19
		出藏利子	119	138	19	0
		金禄公債利子	0	0	0	233
		地代家賃	86	97	5	131
		その他	46	358	65	385
収入計		6,089	4,835	3,296	5,285	
支出	飯米	647	480	402	351	
	勝手掛	489	602	449	492	
	見世給料	340	468	291	230	
	杜氏給料	314	309	408	300	
	手間賃(大工・仕事師・桶工)	327	235	252	131	
	樽・酒道具・竹・草鞋	368	366	346	68	
	米搗き家賃支払い	99	40	92	57	
	普請	653	357	169	158	
	利子払い	1,354	1,604	1,766	1,695	
	出藏利子	0	0	0	123	
	納税(酒税以外)	0	0	0	761	
	子供費用	41	39	29	58	
	諸見捨て金	96	105	100	50	
	その他	0	0	8	53	
	支出計		4,729	4,606	4,314	4,526
差引利益		1,360	229	△ 1,018	759	
〈諸指標〉						
帳簿の原表記	純資産(資産-負債)①	14,446	15,965	16,077	16,206	
	純資産増減		1,518	112	129	
	表勘定差引	1,995	747	△ 301	1,194	
	裏勘定差引	1,958	769	△ 318	1,185	
修正した数値	純資産(資産-負債)②	14,727	16,232	16,319	16,345	
	純資産増減		1,505	87	26	
	剰余金①	2,568	1,561	202	1,974	
	剰余金②	3,219	1,561	1,386	2,603	
酒税納税額		1,211	1,342	1,682	3,750	

出典:「店卸帳」各年。

三 松方デフレ前後の真岡店

1 経営の動向

一八七四(明治七)年の真岡店の清酒製造免許高は五〇〇石²⁸⁾で、その後の酒造量は、いくつかの記録によれば、一八七四年には五〇九石²⁹⁾、七五年には三九九石³⁰⁾、七六年には四〇八石³¹⁾、七七年には四一七石と、年間四〇〇石前後³²⁾五〇〇石ほどであった。

この時期の真岡店の経営をみると(以下、表2)、まず、資産は、現金・預金・有価証券、酒造や醤油醸造の器具、原料・諸味や製品の在庫、肥料の在庫、および貸金の残高である。それらのうち、酒などの醸造品と肥料の在庫、および貸金残高の比重がきわめて大きい。負債は預り金、借入金であり、その合計額はこの間、一六六五円から二三七〇円へ増加しているが、資産総額と比較すれば少額である。本宅の出資である「本金」ほか、自己資本の比重が高い。

一八八一(明治一四)年³³⁾一八八三(明治一六)年は、インフレの絶頂から深刻な不況の底に向かう時期にあたる。この不況期における真岡店の経営を、まず純資産の推移からみよう。純資産²⁾の動向をみると、不況期にもかかわらず一八八一年の一万四七二七円から一八八三年の一万六三二九円へ、また一八八五年の一万六三四五円へゆるやかに増加している。なお、「店卸帳」に記された帳簿上の数値(純資産¹⁾)も、ほぼ同額で同様の傾向をたどっていることがわかる。

ただし、この間、純資産²⁾をもとに算出した剰余金¹⁾は急減しており、一八八三(明治一六)年には二〇二円に落ち込んだ。また、「店卸帳」に記された差引決算をみても、表勘定は一八八一年の一九九五円から八三年の欠損三〇一円へ転落しており、また裏勘定もほぼ同様に推移して、八三年には三一八円の損失を出している。いずれも、八三年に向かって急速な経営の悪化がうかがえる。

しかし、真岡店の利益計算は、「本金」に年間一割の利益を生むことを前提としており、それを下回る場合には欠損とみなされる。また、本宅に対する為登金として、一八八一(明治一四)年には六五一円、一〇〇〇円近い欠損を記録した八三年にもそれを上回る一一八四円、八五年には六二九円を送金している。それを加算して修正した剰余金²⁾は、八三年には減額しながらも一三八六円を計上しており、経営の悪化を示すものではない。

真岡店の現金・預金や有価証券の残高をみると、この間むしろ漸増している。一八八五(明治一八)年には、金禄公債を購入して利子二二三円を得ている。また、一八八五年の支出七六一円には「田畑平林買入其外右関スル諸税納」と説明があり、田畑購入にともなう納税であると記されている³⁴⁾。したがって、この時期に土地などの資産を処分して欠損を補填していたとは考えにくい。真岡店は、デフレ期においても着実に資産を漸増したといえよう。真岡店の利益金の一部は本宅に「為登金」として送金された。それでは、本宅の経営規模、真岡店との関係はいかなるものであったのだろうか。本宅の経営帳簿は見つかっていないが、一八八七

表3 本宅の所得金額
(1887年9月)

所得	金額 (円)
出店資本金の利息	800.00
起業公債証の利息	9.00
地所所得金	58.83
合計	867.83

出典：滋賀県蒲生郡上野田村居
住辻善兵衛「所得税二付願書」1887(明治20)年9月。

をみよう(以下、表2)。ま

え、この時期の諸事業の展開

2 酒造業

真岡店の経営が不況期にも
ほぼ順調であったことをふま
え、この時期の諸事業の展開

と推測するのは妥当であろう。
表3以外に本宅の経営を明らかにする手がかりはないが、本宅
独自の事業は所有地を管理して地代を得ることであり、そのほか
は真岡店の送金に大きく依存していたといえる。すでに辻家の経
営の主力は真岡にあり、本宅では店主が真岡店の経営を管理し、
店員を雇用して真岡に派遣
し、また国元にある土地など
の資産を管理・運用していた
のである。

表4 部門別の所得構成

	1881 (明治14)	1882 (明治15)	1883 (明治16)	1885 (明治18)
酒	60.7	41.5	28.8	47.1
焼酎・味醂	0.9	0.4	△ 0.9	△ 0.4
酒粕	9.2	11.0	15.7	8.7
味噌	5.0	4.1	5.2	△ 0.0
肥料	18.3	29.8	47.6	30.1
諸品売上	1.8	1.0	0.9	0.4
出蔵利子	2.0	2.9	0.6	0.0
金禄公債利子	0.0	0.0	0.0	4.4
地代家賃	1.4	2.0	0.2	2.5
その他	0.7	7.4	2.0	7.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：表2に同じ。

は急速に悪化した。

こうした要因が重

出増は、酒造所得を
大きく圧迫したもの
と思われる。

過大であるが、八
年から連年の酒税支

て増加している。
一八八五年の数値は

か
岡店が納めた酒税額は、この間、一般物価が急速に下落したにも
関わらず二二一一
円、一三四二円、
一六八二円とかえっ
て増加している。
一八八五年の数値は

ず酒造は同店最大の所得源であった。一八八一(明治一四)年の
酒造所得は三六九九円で総所得の過半(六〇・七%)を占めていた。
しかし、不況が深刻化するにしたがって、八二年には二〇〇六円
(四一・五%)、八三年には九四九円(二八・八%)にまで落ち込ん
でいる(表4)。
その要因の第一は、売行の不振である。一八八三(明治一六)
年九月の酒・焼酎などの在庫額(四〇六九円)が前年(三〇九五
円)より大幅に増加しているのは、不況が深刻化して需要が後退
し滞貨が拡大したからであろう。

第二は酒税の増加である。松方デフレ期の酒税増税により、真

ただし、一八八三〜八四（明治一六〜一七）年を底に景気が回復しつつあった八五年には、酒造収入が二四九〇円（四七・二％）に増加している。酒造はいったん苦境に陥ったが、まもなく真岡店の中心的な位置に戻りつつあったのである。

3 肥料販売

酒造所得の急減を補ったのは、魚肥などの肥料取引、および肥料販売代金の貸付による利子収入であった（以下、表2）。真岡店は、取引相手に対し肥料購入資金を一時貸し付け、収穫期に決済する金融を営みながら、魚肥の販売を活発化させていた。肥料販売所得はこの間、深刻な不況にもかかわらず増加して総所得の二〜三割を占め、不況が深刻化しても漸増していった。とくに酒造の所得が落ち込んだ一八八三（明治一六）年には、四七・六％を占め、真岡店最大の所得源となった（表4）。

「店卸帳」の「呂」の欄に記された多額の肥料在庫は、その取引の大きさを示唆しており、また、一八八九（明治二二）年の「有物巨細取調」^④にも、多量の魚肥の在庫が記録されている。

ところで、この時期真岡店が取引した魚肥は、千葉県海上郡の銚子から送られた。同郡銚子町や本銚子町から真岡店に発送された鱈メ粕の「送り状」のうち、一八九一〜九三年に作成されたものが多数残されている。そのうち、次の二点をみよう。

① 送り証

運賃川並ニ御払へ可被下候也

嶋田米吉舟

一、大別赤・印メ粕 貳拾俵也

右荷物積送り候条、着船相改御受取可被下候也

木乃崎会社 山崎惣右衛門殿継

舟玉会社 磯重右衛門殿揚

明治廿六年一月廿六日

下総国本銚子町

杉山作三郎 印

野州芳賀郡真岡町

堺屋善兵衛殿行

② 送り券

池田勘四郎船

明治廿六年一月廿四日

改良鯨割メ粕 參拾俵

運賃木ノ崎マテ金壹円六拾八錢ニテ国元ニテ相済〔印〕

右荷物積送り候条貴着御受取可被下候

木ノ崎岸 山崎惣右衛門殿次

船玉川岸 磯重右衛門殿次

野州真岡町 境屋善兵衛殿行

下総銚子町

灰吹屋 浅川藤吉〔印〕^⑤

①の、本銚子町の杉山作三郎が出荷した鯨メ粕二〇俵は、嶋田米吉の船によって木野崎河岸（千葉県東葛飾郡、利根川下流）の

山崎惣右衛門を經由し、船玉河岸（茨城県真壁郡、鬼怒川左岸）で磯重右衛門により陸揚げされ真岡店に届けられた。②の、銚子町の灰吹屋浅川藤吉が出荷した鯉鱈メ粕三〇俵も、船は異なるが利根川、鬼怒川などを遡って、同様に真岡店に運ばれている。荷が到着すると船玉河岸の磯重右衛門は、魚肥の荷が到着したことを知らせる手紙を真岡店に差し出している。³⁶⁾

真岡店の肥料所得には、肥料販売にともなう貸金の利子も含まれており、それが安定した収入源となっていた。表2の肥料所得の内訳を示した表5によれば、貸金利子の収入は、取引自体の利益を大きく上回っていたことが判明する。

また、同時期の「店卸帳」には、貸付相手の居所として、真岡町およびその近在の地名が多数記されている。一八八一（明治一四）年の「店卸帳」に記された同年九月末の貸金残高の金額と件数を、貸付者の居住地域別（郡および現行行政区）にまとめたのが表6である。帳簿による貸付、「証文貸」ともに、貸付件数・金額が芳賀郡、とくに現行の真岡市域に集中しており、そのほかも芳賀郡に接する河内郡・都賀郡・西茨城郡（茨城県）在住者が多かった。なお、同表の河内郡内の町村は鬼怒川右岸にあり現真岡市に接している。

そのほか、酒造の副産物である酒粕の販売、味噌醸造などの所得があった。酒粕は総所得の一〜二割を維持し、年間四〇〇〜五〇〇円の安定した所得をもたらした。味噌は一八八一年に三〇六円の所得があったが、その後は急減している。

また、地代や家賃の所得は、この時期はなお比較的少額にとど

表5 肥料所得の内訳

年度	(円)			
	1881 (明治14)	1882 (明治15)	1883 (明治16)	1885 (明治18)
肥料取引の所得	421	493	458	281
同上利子所得	691	946	1,110	1,308
合計	1,112	1,439	1,568	1,589

出典：表2に同じ。

表6 地域別貸金件数・金額 (1881年9月)

貸金				証文貸			
郡	現行行政区	件数	合計金額	郡	現行行政区	件数	合計金額
芳賀郡	真岡市	31	380	芳賀郡	真岡市	38	2,313
	茂木町	2	35		芳賀町	1	200
	市貝町	1	2		茂木町	2	170
	宇都宮市	3	27		河内郡	宇都宮市	11
不明		21	168		上三川町	1	100
				都賀郡	小山市	1	50
				西茨城郡	岩瀬町	1	50
				不明		20	2,570
合計		58	663	合計		75	6,704

出典：「店卸帳」1881(明治14)年の貸金の欄。

注：西茨城郡は茨城県。

4 店員の雇用

酒や肥料販売のなどによる所得が不況により停滞する一方で、

まっている。一八八三（明治一六）年に激減しているのは、不況の影響によるものであろう。

諸経費のうち、店員や杜氏らの人件費の圧縮は難しかった(以下、表2)。明治前期の真岡店には、十人前後の店員がおり、また、酒の製造には杜氏が従事した。

真岡店の店員とその本籍地を示したのが表7である。①一八七五(明治八)年、②一八八六(明治一九)年、および③一八八七(明治二〇)年のデータであるが、①は「傭人」の届、②③は寄留者の届であり、それぞれ異なる届出である。ただし、真岡店と同じ芳賀郡内、さらに真岡の他町の場合も、本籍地が異なるれば届け出ているから、店員のほほすべてが②・③の寄留届の対象となっている。また①の辻慶蔵(善太郎の弟)、②の辻善兵衛(善兵衛(善太郎)亡きあと、蒲生郡猫田村の中西常右衛門家から養嗣子としてむかえられた久二郎)は辻家の一員であり本宅に本籍があるが、長期間真岡店に滞在するため届け出たものと思われる。表7から、①の辻慶蔵と②の辻善兵衛を除くと、①〜③ともに店員は二一名となる。そのうち、滋賀県に本籍をおく店員の数は、①七名、②四名、③七名であり、②がやや少ないが、多数を占めていることがわかる。次いで栃木県・茨城県に本籍をおく店員が続くが、栃木県では芳賀郡や河内郡など、また茨城県では真壁郡や豊田郡など真岡町近在の地域から採用されている。新潟県はすべて刈羽郡であるが、同郡は真岡店で酒造に従事する杜氏らの出身地であった。店員たちは、真岡店に縁故の深い地域から雇用されたのである。

次に、①〜③の時期の店員の異動をみると、①・②の間には同一の店員がいない。この間一一年が経過しており、長期にわたっ

て継続的に真岡店で働くような店員はいなかった。また、②・③の間は一年しかないが、双方に名を連ねている店員は②〜③の五名に過ぎず、店員一一名の半数以下である。また、①の嶋村清太郎(1)は、②には存在しないが、③に登場している。このように、店員が真岡店で働く期間は比較的短期間であった。明治末の書簡によれば、店員は頻繁に本宅と真岡店の間を往復し入れ替わっている。明治前期にも、①・③にある嶋村清太郎(1)のように、真岡店に勤務したのち本宅に戻り、しばらくしてまた真岡店に派遣されることも多かった。

5 出蔵の経営

真岡店の出蔵(支店)の経営を、現存する一八八二(明治一五)〜一八四(明治一七)

表7 「傭人」・寄留者の本籍地

①1875年6月	生年	本籍	②1886年10月	生年	本籍	③1887年10月	本籍
辻慶蔵	1858	滋賀県 蒲生郡上野田村	辻善兵衛	1844	滋賀県 蒲生郡上野田村	中西万石衛門	滋賀県 蒲生郡猫田村
嶋村清太郎(1)	1863	滋賀県 蒲生郡上野田村	川西徳太郎	1857	滋賀県 蒲生郡上野田村	嶋村清太郎(1)	滋賀県 蒲生郡上野田村
石井捨吉	1864	滋賀県 蒲生郡上野田村	西沢鶴蔵(2)	1869	滋賀県 甲賀郡北脇村	春木宗吉	滋賀県 蒲生郡中山村
徳元元治郎	1866	滋賀県 蒲生郡大久保町	野田為吉(3)	1870	滋賀県 蒲生郡深山口村	西沢富蔵(2)	滋賀県 甲賀郡北脇村
松本和蔵	1863	滋賀県 蒲生郡大久保町	平石直重	1871	栃木県 芳賀郡真岡田町	野田為吉(3)	滋賀県 蒲生郡深山口村
角豊太郎	1852	滋賀県 蒲生郡西大路村	久賀代吉(4)	1848	新潟県 刈羽郡鱈波村	増田亀松	滋賀県 蒲生郡西大路村
小谷清吉	1861	滋賀県 甲賀郡美濃部村	前川栄次	1850	兵庫県 東郡打越村	飯村友次郎	滋賀県 甲賀郡北脇村
尾形夕三郎	1856	栃木県 都賀郡小金井宿	小菅喜作	1864	茨城県 真壁郡東石田村	楡井嘉平	栃木県 芳賀郡真岡荒町
高井周蔵	1963	栃木県 河内郡文狭村	西沢栄次郎	1865	滋賀県 神崎郡下野村	高橋周蔵(6)	栃木県 河内郡岩間村
古沢庄吉	1854	新潟県 刈羽郡中浜村	松崎清吉	1859	茨城県 豊田郡中三坂村	久賀代吉(4)	新潟県 刈羽郡鱈波村
野沢政吉	1850	栃木県 芳賀郡下延生村	桑野音之助(5)	1856	新潟県 刈羽郡春日村	桑野音之助(5)	新潟県 刈羽郡春日村
辻久吉	1849	滋賀県 神崎郡上中村	高橋周蔵(6)	1821	栃木県 河内郡岩原村		

出典:①は「傭人取調書」1875.6(×212)、②は「寄留届書控」1886.10(×198)、③は「寄留御届」1887.10(×280)。

注:届出順に表記した。同一人物には(1)〜(6)の番号を付した。

年の「店卸帳」によってみよう。³⁸⁾ただし、この三カ年にわたる「店卸帳」がどこの出蔵のものか明記されていない。近世期には、すでにみたように、真岡荒町、蓼沼河岸、阿久津河岸、水戸、富谷などの各地に真岡店の出蔵があった。³⁹⁾しかし、一八七一(明治四)年に亡くなった藤蔵が経営にあたっていた時期に、蓼沼、真壁、西水沼の出蔵を閉じたという記事がある。幕末維新期にはこれら複数あった出蔵の多くは廃されていった。⁴⁰⁾

ところで、一八七〇(明治三)年の火災の被害記録に、「田町出蔵ノ分」の記載が、真岡田町の真岡店とは別に存在する。被害記録には、消失した「田町出蔵」の建物として、本家・酒造蔵二棟、土蔵、貸家三軒と書き上げられており、明治初年には田町出蔵が存在したことがわかる。また、一八六〇(万延元年)五月に、田町の熊蔵が田町の善兵衛に、「二階造り古家一軒」を一両兩で売り渡したという書類が存在する。⁴¹⁾その包紙の裏には、「出蔵並貸家用ひ」と記されており、この「古屋一軒」は出蔵および貸家として使用されたことがわかる。また、作成者を「野州真岡田町界屋出蔵」と記した一八六九(明治二)年の「店卸帳」も存在する。⁴²⁾したがって、現存する一八八〇年代はじめの出蔵「店卸帳」は、幕末に創業した真岡田町の出蔵のものと考えられる。

この出蔵の「店卸帳」は、真岡店のそれとほぼ同様の形式で、貸借勘定と損益勘定からなっている。所得は酒造を第一とし、酒粕販売や利子所得がそれを補っていた。真岡店が活発に取り引していた肥料は取り扱っていない(以下、表8)。

この期間において、純資産は①・②ともに一八八三(明治

一六)年を底にしており、同年には純資産の減少をみた。しかし、剰余金に大きな欠損はない。むしろ、毎年七〇〇〜八〇〇円の酒税を負担しながら、本宅には毎年一〇〇円〜二〇〇円の借入金利子を支払い、⁴³⁾一八八三年には本宅に五〇円の「為登金」も送金している。深刻な不況期にありながら、出蔵も資本金一〇〇〇円程度を運用して効率的な経営を行っていたといえよう。

また、真岡店と同様に、負債の額は百数十円と少額にとどまり、本宅や真岡店以外の資金には依存していない。資本のうち大きな比重を占めたのは自己資本、つまり本宅からの出資金をもとにした「本金」であった。出蔵は、真岡店と比較すればおよそ十分の一の規模であるが、同様の経営の特徴を指摘できよう。

出蔵の「店卸帳」は一八八三年を最後に、その後は現存しない。真岡店の「店卸帳」からも、出蔵の存在は確認できないから、明治半ばには出蔵はすべて整理されたものと思われる。

おわりに

明治前期に断片的に残る「店卸帳」から、一八八〇年代前半期の真岡店の経営を概観した。この時期の真岡店は、酒造と肥料取引を軸とする経営を展開しており、一八八三(明治一六)年を底にして落ち込んだ酒造の利益低下を、比較的安定した肥料販売が補うという経営の展開を確認できよう。

近世後期からはじまった肥料取引は、この明治前期に真岡周辺地域の魚肥需要に応じて比較的順調に展開していた。肥料販売に

表8 明治前期出蔵の貸借勘定（表勘定）・損益勘定（裏勘定）

年度		1882 (明治15)	1883 (明治16)	1884 (明治17)		
資産	現金・預金	現金・預金	139	121	68	
		本店借貸差引現金預け		358	722	
		本店預け利息			69	
	器具・備品 現物	酒造桶類	86	50	31	
		玄米	81	65	44	
		白米		4		
		清酒	890	554	401	
		焼酎	3		4	
		同、本店預け			15	
		薪	40	10	10	
		糠	75	25		
	貸金	糠 貸付有物	10			
		貸金合	435	556	458	
	同見損		△ 40	△ 60	△ 80	
資産合計		1,719	1,684	1,742		
負債	上銭	上銭	43	63	84	
		上銭 当年分	20	22	17	
	諸預かり	家賃積立	22	10		
		杜氏から	15			
		店員から	6	27	15	
		常六	8			
		高木新介(明樽代預かり)		20		
		本店立替過上分		8	8	
	その他		25	25		
	負債計		114	175	150	
資本	本金	1,037	1,103	1,534		
	剰余金	568	405	59		
資本計		1,605	1,509	1,592		
負債・資本合計		1,719	1,684	1,742		
収入	各部門の 所得	酒	1,176	897	373	
		焼酎	5	6	49	
		酒粕	271	229	53	
		醤油	23	△ 13	0	
		木炭	0	0	4	
		糠	70	62	5	
		諸品販売	8	6	0	
		利息	156	62	115	
		その他	8	3	25	
		収入計		2,430	1,290	631
支出	飯米	飯米	171	137	73	
		勝手方入費	201	108	106	
		米搗き賃	94	55	0	
		杜氏給金	154	181	61	
		店給金	100	105	125	
		普請・大工手間	73	31	16	
		樽代、竹代	93	84	45	
		酒道具買入	0	31	0	
		利息払い	206	110	155	
		本宅為登金	0	50	0	
		その他		44	56	
		支出計		2,052	966	651
		差引利益		378	324	△ 20
〈諸指標〉						
原表記	純資産(資産－負債)①	1,601	1,534	1,618		
	純資産増減	1,601	△ 68	84		
	表勘定差引	358	320	△ 70		
	裏勘定差引	378	324	△ 20		
修正	純資産(資産－負債)②	1,605	1,509	1,592		
	純資産増減		△ 97	84		
	剰余金	568	405	59		
酒税納税額		701	829	806		

出典:「店卸帳」(出蔵)各年。

よる利益は、金利収入とあわせて、酒造経営にもなうリスクを緩和し、とくに一八八三年の酒造部門の欠損を補ったといえる。

原料を仕入れて熟成に長時間を必要とする酒造、および遠方から魚肥を仕入れて販売代金貸付によりその回収が先送りされる肥料取引の経営は、流動資産にまとまった額の運転資金を必要とする。しかも酒造は資本の回転が年一回であり、景気変動などのリスクをともなった。真岡店は、借入金に依存せず、主に自己資本によってそれを調達していたといえる。すでに幕末維新期に、辻家は真岡を代表するような社会的位置にあり、明治初年の困難をへても、本宅の出資を合わせてそれを可能にする蓄積があったといえよう。

本稿は、明治後期以降における真岡店の事業展開を検討する前提として、明治前期、一八八〇年代前半期の経営の特徴を検討した。明治後期以降の経営分析は別稿に譲りたい。

- (1) 末永國紀『近代近江商人経営史論』(同志社大学経済学研究叢書 4、有斐閣、一九九七年) 一―三頁。
 (2) 滋賀県日野町教育会編『近江日野町志 卷中』(一九三〇年) 六二―二頁。

(3) 創業の時期について、前掲『近江日野町志 卷中』は一七五二(宝暦二年)とするが、真岡店が一九一〇年から県庁に提出した「工場票」には、酒造の創業を一六九五(元禄八)年一〇月、醤油醸造は(寛政元)年と記している。なお、この「工場票」の記入にあたっては次のような記載がある。

一、明治四十三年正月其筋ヨリ工場票ナルモノヲ申告スル事を被達、其際創業ノ年月を記載して届出ヘキ筈ニ付、当地及国本ニテ聞伝居らる、老人ニ尋、且ツ本家之古キ書物

等取調、彼是綜合スルニ酒造開業ハ元禄八年十月、醤油造創業ハ寛政元年ト確認セリ(「明治四拾丁未年三月 永久万 覚 真岡町辻善兵衛」)

すなわち、提出を求められた「工場票」には創業年月の記入欄があり、近江の古老に尋ね、また本宅に伝わる諸資料を調べた結果、酒造は「元禄八年十月」、醤油醸造は「寛政元年」と確認した、というものである。大正期に至っても、酒造の創業を「元禄八年十月」として「工場票」を提出している(「大正七年度自各省申告綴 昭和庚午五年六月三十日限 辻善兵衛」)。「元禄八年」をとれば、創業はさらに半世紀ほど遡ることになる。真岡に居住するようになったのが一七五二(宝暦二)年とすれば、それ以前から、酒造業経営の経験があったことになる。辻家と同じ日野商人で、芳賀郡二宮町久下田に酒造業を営んだ吉村儀兵衛は、同じ一八世紀半ばに関東に出店する前、近江において酒造業経営の経験があったという(上村雅洋「近江商人吉村儀兵衛家と酒造業」、安藤精一ほか編『近世近代の歴史と社会』清文堂、二〇〇九年、一一―一頁)。

(4) 龍澤潤「辻善兵衛家の経営資料―『店卸帳』の残存状況―」(『東洋大学博物館学年報』第一八号、二〇〇五年度) 一六―一八頁。
 (5) 藤原隆男『近代日本酒造業史』(ミネルヴァ書房、一九九九年)は、近代酒造業経営形態を、地主的土地所有と結合した「地主兼営副業型酒造業」と、地主的土地所有を経営の基礎とせず専門的企業的な「専業(企業)型酒造業」の二類型として把握した(一六―一八頁)。

(6) 青木隆浩『近代酒造業の地域的展開』(吉川弘文館、二〇〇三年) 二二三―三頁。

(7) 佐々木哲也「明治期御殿場(田)酒造店の事業経営―(松本宏編『近江日野商人の研究―山中兵右衛門家の経営と事業―』日本経済評論社、二〇一〇年、第六章) 三一―三一九頁。

(8) 前掲、上村「近江商人吉村儀兵衛家と酒造業」。

(9) 上村雅洋「近江商人吉村儀兵衛家の雇用形態」(1)(2)(和歌山大学経済学会『経済理論』第三五三号、二〇一〇年一月、第三五四号、二〇一〇年三月)。なお、本稿を作成している二〇一〇年半ばに先立ち、上村氏の研究が続々と公刊されているが、氏の最

- 新の研究成果を十分反映できなかった。
- (10) 鈴木敦子「近江日野商人島崎泉司家の経営―近世期における茂木本店を中心に―」(『大阪大学経済学』第五九卷第二号、二〇〇九年九月)。
- (11) なお、明治中期から昭和戦前期の辻家真岡店の経営を分析した先駆的研究に、迎畑美和子の修士論文(二〇〇四年度)「明治・大正期北関東における酒造業経営の動向―辻善兵衛家を例として―」(未定稿)がある。
- (12) 前掲「各省申告綴」に綴り込まれている、真岡税務署に提出した製造石数の申告書類による。
- (13) 一八八五(明治一八)年の数値が過大である。その他の納税額も含まれていると考えられる。
- (14) 『修齋帖』(辻達男氏所蔵)七〇頁。本資料の成立については、龍澤潤「辻善兵衛商店所蔵『修齋帖』」(『白山史学』第四六号、二〇一〇年四月)を参照。以下、『修齋帖』の頁数は、原本に付された仮の頁数による。
- (15) 「乍恐以書付奉歎願候」(従太政官 御用触留控)一八六八(明治元)年一二月、「辻善兵衛家文書」(メ一九五)。(メ)内の整理記号・番号は、真岡市史編さん委員会編『真岡市資料所在目録第五集』(真岡市教育委員会編、一九八五年)に収められた「辻善兵衛家文書」の目録による。なお、番号を付していない「辻善兵衛家文書」は未整理文書である。
- (16) 真岡酒造屋惣代「酒直段控帳」一八六九(明治二)年一〇月(メ二二一)。
- (17) 真岡組酒造惣代「酒相場書上控」一八七三(明治六)年一二月(メ一八八)。
- (18) 宇都宮県租税課「辛未年分清酒造石人名調」一八七二(明治五)年(真岡市立図書館蔵)。
- (19) なお、この調査によれば、芳賀郡内には八一名の酒造業者が存在したが、その過半は五〇石以下の零細な業者である(表一)。同年七月に、太政官布告により酒造株の制度が廃止されて酒造が自由となったため、新規に酒造をはじめめるものが続出した。栃木県令の報告によると、従来の業者四五二人は、同年中に
- 五四五人に急増したという(徳田浩淳『栃木酒のあゆみ』栃木県酒造組合、一九六一年、一五六、一六三、一六六頁)。しかし、その後一か年の間に廃業者があいついで、新規出願の多くは淘汰された。表1の数値は酒造業者が急増した一八七二(明治五)年の調査によるものであり、零細業者が多数あるのはこうした事情からであろう。
- (20) 「学校設立候二付献金請書連名記」一八七三(明治六)年六月三日(メ二三五)。
- (21) 『修齋帖』七五〇七七頁。
- (22) 『修齋帖』八七〇八九頁。
- (23) 一八七三(明治六)年の学校設立のための献金に当たり、善兵衛(善太郎)は「乍恐以書付奉願上候」一八七三(明治六)年一二月(メ二〇三)を差し出し、旧村役人に対する貸金返済を求める訴訟を、栃木県令鍋島幹に願い出た。一八七〇、七一年の「類焼」と「盗難」により「渡世取続方ニも差支」ていたところ、さらに六〇円の「学校献金」上納により「難洪」のため、一八六七(慶応三)年に村役人四名が上納金に差し支えたととき用立てた六〇両の返済を求めている。
- (24) 『修齋帖』八四〇八五頁。
- (25) 『修齋帖』一〇二頁。
- (26) 以下、「江州日野商人組合規約」(中井源左衛門家文書、上村雅洋「平成15年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書(研究課題・近江日野商人の経営史的研究)」二〇〇六年三月)一一五～一二七頁、による。前掲、上村「近江商人吉村儀兵衛家の雇用形態(2)」一八三～一八七頁を参照。
- (27) なお、酒造の諸経費に含まれるべき杜氏の給与も、ここに記されている。
- (28) 芳賀郡真岡町辻善平「癸酉年酒造醬油醸造 甲戌第四月十日御改 酒造醬油書上之写」一八七四(明治七)年四月(メ一八六)。
- (29) 芳賀郡真岡町辻善平「清酒悉皆仕訳書御届」一八七五(明治八)年(メ二〇四)。
- (31) 芳賀郡真岡町辻善平「記(酒造額・納税額の届)」(明治九年五

- 月 公用控「辻善平」一八七六(明治九)年八月。
- (32) 芳賀郡真岡町辻善平「御請書」(前掲「公用控」)。
- (33) 「店卸帳」一八八五(明治一八)年。
- (34) 真岡大字田街辻善兵衛本店「有物巨細取調」一八八九(明治二二)年九月三〇日(メ一八一)。魚肥・醬油醪・清酒醪などの在荷量が書き上げられている。
- (35) 「送り状一括」(メ四〇七)。
- (36) 「辻善兵衛宛て磯重右衛門書簡」(メ四一五)。
- (37) 本宅から真岡店に宛てられた手紙。真岡店に残された。
- (38) そのほか、時期がやや離れているが、一八六八(明治元)年、一八六九(明治二)年の出蔵の「店卸帳」が存在する(「一一一―三、および一―六三」。なお、《》内は、東洋大学井上円了記念博物館所蔵「辻善兵衛家文書」の史料番号である)。
- (39) 前掲、龍澤「辻善兵衛家の経営資料」。なお、日野町出身で埼玉県に進出した日野屋鈴木忠右衛門家(行田)と同矢野新右衛門家(長瀬)は、多くの支店や分家・別家を出す経営戦略を展開した(前掲、青木『近代酒造業の地域的展開』二〇―二二頁)。
- (40) 『修齋帖』八五頁。
- (41) 『修齋帖』七七頁。
- (42) 田町売主熊蔵ほか「売渡申一札之事」一八六〇(万延元)年五月。
- (43) 前掲、「店卸帳」一八六九(明治二)年《一―六三》。
- (44) この利子は、「本店利子払」「出蔵利子」などと記されているから、「本金」に対する利子(配当)ともいえ、本宅への送金(真岡店の帳簿にある「為登金」とみることができ。負債の欄には、この利払いのみあう借入金の記事はないから、他人資本の借入金に対する利子支払ではなく、本宅の出資に対して支払われたものといえよう)。

〔付記〕 本稿の作成にあたり、資料を所蔵される辻達男様はじめ
 辻家の皆様にご大変お世話になりました。ここに記して深く感謝
 いたします。

* 人間科学総合研究所研究員・東洋大学文学部

Brewery management by Ohmi Merchants in the Northern Kanto
region of Japan:
A case of the Tsuji Zenbei family in the 1880's

Minoru OMAMEUDA *

The Tsuji Zenbei Merchant family of Ohmi traces its roots back to Kouzakeda village in Gamo county in Ohmi Province (current Shiga Prefecture). In a neighboring town known as Hino, the representative Ohmi Merchant, the Hino Merchants trace their roots. During the Edo era, Ohmi Merchants generally engaged in business in foreign provinces. The Tsuji Zenbei family also extended to Mooka town in Haga county in Kozuke Province (current Tochigi Prefecture) and this branch began a brewing business in the Houreki era (1751-1764) along with other Ohmi Merchants. Thereafter the masters of the Tsuji family adopted the name “Zenbei”, and continued the brewing business up to the present. The purpose of this article is to survey the management of a brewery in the early 1880's by examining the surviving annual account books of the Mooka Branch of this family. The data reveals that the Mooka Branch also maintained a manure business, loan business and other types of businesses besides a brewery so that this family branch remained stable even during periods of serious recession.

Key words: Ohmi Merchants, Japanese breweries, Mooka in Tochigi Prefecture, manure trade in Japan, early Meiji-era businesses

* A professor in the Faculty of Literature, and a member of the Institute of Human Science at Toyo University